

# 第1回 学校運営協議会

令和6年4月25日（木）14:00～

## 次 第

進行：菅沼秀明

- 1 開会
- 2 開催要件の確認
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認
- 7 会長選出
- 8 副会長指名
- 9 議長選出
- 10 前回までの会議録等の確認
  - (1) 令和5年第3回会議録について
  - (2) 令和5年度学校運営協議会自己評価について
- 11 熟議
  - (1) 学校運営に関する基本的な方針の確認について
  - (2) いじめ防止等のための基本方針の確認について
  - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
  - (4) 令和6年度の学校運営協議会の自己目標
- 12 事務連絡
  - ・第2回学校運営協議会 5月21日（火）14:00～
- 12 閉会



令和6年度 学校運営協議会 委員名簿

|           | 氏 名   | 役 職                                  |
|-----------|-------|--------------------------------------|
| 委 長       | 鈴木 博  | 学校運営協議会前会長<br>令和5年度自治会長<br>民生委員・児童委員 |
| 学校支援 CD   |       |                                      |
| 委 員       | 倉橋 芳久 | 主任児童委員                               |
| 委 員       | 本間 規子 | 子育て支援センター<br>なかぜ園長                   |
| 委 員       | 生熊 義憲 | 民生委員                                 |
| 委 員       | 市川 寛奈 | 令和5年度 PTA 副会長                        |
| 委 員       | 神谷 智里 | 令和6年度 PTA 会計                         |
| 委 員       | 横田めぐみ | 令和6年度 PTA 副会長                        |
| 校 長       | 花井 清孝 |                                      |
| 教 頭       | 佐野 教代 |                                      |
| CS 担当教員   | 菅沼 秀明 |                                      |
| CS ディレクター | 入手 佑香 |                                      |
| CS オブザーバー | 鈴木 雄介 | 北浜南部協働センター職員                         |
| 教育総務課担当   | 井島 健蔵 |                                      |

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者
- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
  - (3) 次条の規定に違反したとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができます。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 令和5年度 第3回 北浜東小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年2月5日（月）14時から15時36分まで
- 2 開催場所 北浜東小学校 特別室
- 3 出席委員 鈴木 博、市川 義、倉橋 芳久、永井 秀和、太田 祐介、小栗 和英、長谷川 友香
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 学 校 花井 清孝（校長）、杉浦 通之（教頭）、菅沼 秀明（CS担当教員）、入手 佑香（CSディレクター）
- 7 オブサーバー 鈴木 雄介（北浜南部協働センター）
- 8 会議録作成者 入手 佑香（CSディレクター）
- 9 協議事項
  - 1 令和5年度学校関係者評価について
  - 2 学校運営協議会自己評価について
  - 3 令和5年度いじめ防止対策及び令和6年度取組計画について
  - 4 令和6年度学校運営基本方針について
- 10 会議記録  
司会の菅沼から、委員総数7人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

### （1）議長の選出

司会から、議長の選出について市川委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

### （2）熟議

#### ①令和5年度学校関係者評価について

教務主任から学校関係者評価についての自己評価、分析結果の重点と考察、今後の改善方策の取組について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ 新しいことに挑戦したり、粘り強く取り組んだりできる。の設問に対して、「自己評価が目標設定の高低に起因するものと考えられる。」とは具体的にどういう意味なのか。（倉橋委員）
- ・ 目標設定は児童が自分で設定した目標となる。どのあたりを目標にするのかは児童の思いもあり、高い目標を設定している児童もいれば、少し頑張れば目標が達成できる児童もいる。（教務主任）
- ・ 今後の改善方策として、構成的グループエンカウンターの充実とソーシャルスキルトレーニングの時間を設けるとの説明があったが具体的にはどんなことをするのか。（市川委員）
- ・ 仲間づくりプログラムには、遊びやゲームを通してグループで協力しながら活

動する様々なプログラムがある。活動の中で、そのときの気持ちを率直に語り合うことで自己理解や他者理解を深めるのに役立つ活動が構成的グループエンカウンターになる。ソーシャルスキルトレーニングとは、社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につけるような時間になる。

(教務主任)

- ・自己表現力を付けるための具体的な方策案として、朝と帰りの会で1分間スピーチをしたり、始業式や終業式には抱負や反省を全校児童の前で発表したりしてはどうか。授業では、できる限り全員が授業の中で発言していくことを意識する。地域に出向き、いろんな施設と関わりからコミュニケーション力を付けていけるとよい。(倉橋委員)
- ・親は子供たちの学校生活の様子を見る機会が少ない。その中で、参観会は子供たちの授業の様子や発言する力を見てもらう良い機会になる。参観会の時には、みんなが発表している姿を見てもらうことで積極的に発言している部分の評価も上がると思う。(倉橋委員)
- ・来年度は、定期的に学年・学年団集会を設定してみんなの前で発表したり、司会をしたりする機会を意図的に設けて実践していく計画をしている。(教務)
- ・授業を見る機会は多く経験しているが、授業中の子供の態度は前向きで積極的だと思う。子供たちの意見も聞いていろんな改善方策を取り入れてはどうか。

(鈴木委員)

- ・話すことに重視する傾向があるが、聞き上手になると話せるようになってくる。聞くこともとても大事だと思う。(市川委員)

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

## ②学校運営協議会取組について

議長から学校運営協議会自己評価表（評価項目1～4）について事前に各委員から提出していただいた意見を基に協議会の総意としてまとめていきたいと説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・評価項目4、来年度の目標について協議会の中での地域の合意形成方法も検討したいとあるが具体的にどんなことを意味するのか。(市川委員)
- ・学校運営協議会で決定されたことや、課題などを自治会長含めて話し合う機会があつてもいいのではないか。(鈴木委員)
- ・地域ふれあい活動の時には地域全体で打ち合わせ会をする機会がある。自治会長や代表の方を交えて、学校運営協議会の地域版のような形で学習支援ボランティア募集など地域と学校のつながりを深める機会があつてもよいと思う。

(市川委員)

## ③令和5年度いじめ防止対策及び令和6年度取組計画について

教頭からいじめ状況報告及び令和6年度取組計画の説明があった。本年度は、各学期に紙媒体で楽しい学校アンケートを実施した。また、2学期にはタブレッ

トを使用した浜松いじめアンケートを1回実施した。

令和6年度のいじめ防止対策について、教育課程の中で毎月「心の日」という時間を設けて友達づくりの関係を定期的に学習する場面を設定していくように計画している。また、タブレットを使用した浜松いじめアンケートは年2回以上実施する。新たな取り組みとして、1日の学校生活を落ち着いた状態で始めるために朝読書の時間を毎日実施する方向で調整している。（教頭）

- ・ 子供たちは紙媒体よりタブレットがやり易いのか。（市川委員）
- ・ 紙媒体のアンケートは、本音を記入しても消してしまう場合があるので、消した内容も確認して対応している。タブレットは、電子的に消えてしまう弱点はあるが、同じ内容の質問でも聞き方を変え、矛盾なく子供たちが答えているか読み取り注意喚起してくれる。教職員ではキャッチしづらい部分をキャッチできることできる長所もある。（教頭）

#### ④令和6年度学校運営基本方針について

校長から令和6年度学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・ 令和の日本型学校教育とは具体的にどのようなことか。（市川委員）
- ・ 個別最適な学びとは、子供たちが自分で考え、タブレット、ノート、教科書など自分が選択した学びができるようにしていく。また、協働的な学びとは、他者と関りながら学習を作っていく。個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することで現在の子供たちに合った新しい形の授業を目指す。（校長）
- ・ 参観会では道徳の授業を公開するようになるのか。道徳の授業の充実はとても大切だが、親としては主要教科の授業の様子を見たい気持ちがある。（小栗委員）
- ・ 道徳の授業に関して、教育委員会から一度は参観会で公開するように提示されている。（教務主任）

協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

## 令和5年度 学校運営協議会自己評価表

### <本年度の目標>

- ・地域ふれあい活動（学校開催2年次）において、地域や保護者が参画することで、社会に開かれた教育課程の実現を具現化し、北浜東小学校の児童をみんなで育てていこうとする意識を持つ。

### <評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・校長の示した経営構想の中で、「学校評価」のアンケートから児童の姿が明らかになってきた。それをもとに目指す子供像が設定され、その実現を図るために学校・家庭・地域の3者が協同して教育活動を進めていくことを確認した。委員の中から、学校運営についての率直な意見も出され、基本方針について承認した。
- ・校長より、経営書を用いて学校運営に関する基本的な方針について説明があり、それに基づいて、各委員で熟議することができた。

### <評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・学校の教育活動を充実させるために、地域とのつながりを進め、地域の人材を生かした活動を進めることを確認した。そのために、昨年も実施した「地域ふれあい活動」を計画・実践し、より充実していくことを確認した。また、授業を充実させるために学習支援ボランティアをこれまで以上に募ることも確認した。
- ・メール、CSだより、学級委員から他の保護者への呼びかけなど、様々な支援活動への協力要請の方法について熟議した。ただ、本年はインフルエンザの影響もあり、十分とは言えなかった。

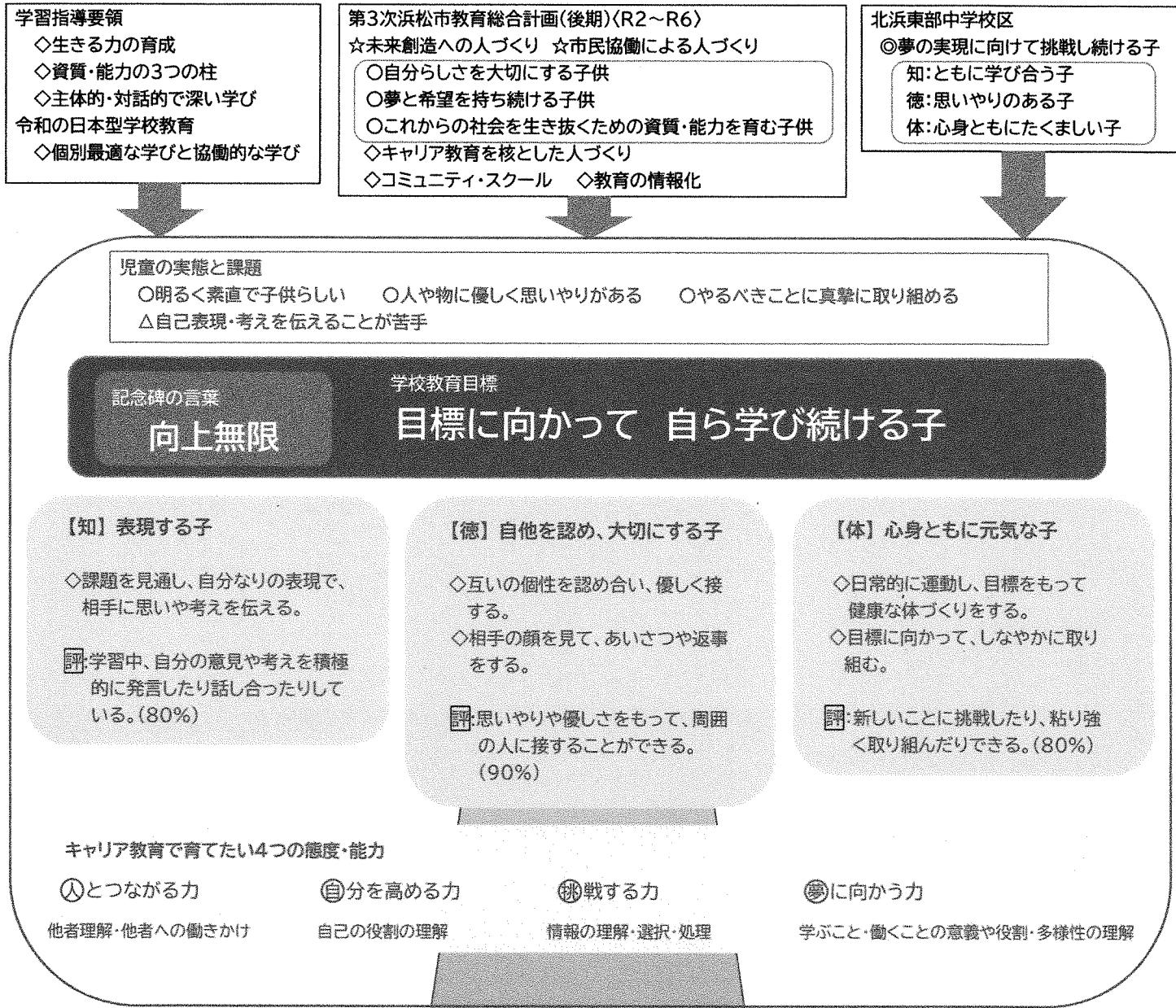
### <評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・協議内容については「学校だより」等で家庭・地域に伝えた。また、「CSだより」で、学習支援を募り、ボランティアの確保と同時に、学校の方針を地域に知らせることができたのではないかと考えている。

### <評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・特に第2回学校運営協議会において、各委員から本校の児童たちの課題 や今後育てたい力について熟議を行い、次年度に向けての取組の重点がある程度明確になってきたように思う。（例 コミュニケーション能力を育てる場を増やしていく）
- ・いじめ問題については、継続して観察していくことが必要である。

# 令和6年度 浜松市立北浜東小学校 グランドデザイン



## 【笑楽校】=「学校が楽しい」と笑顔で登校する学校

### めざす学校像

### めざす教職員像

### R6 の重点取組

### 根幹となる発達支援教育の理念

一人一人を大切にした指導 誰も取り残さない温かな支援 互いを尊重し合う、様々な価値や多様性の理解

**コミュニティ・スクール** ○育てたい力の共有 ○地域ふれあい活動の充実 ○学校支援ボランティアの拡充

PTA

地域の方々・団体

ボランティア  
(図書・読み聞かせ・登下校旗振り等)

各種分野の専門家  
(外部講師)

# I 令和6年度 学校経営構想

## ＜はじめに＞

令和5年度は、with コロナから after コロナへの転換期となる中、よりよいあり方を求める、計画した教育課程を滞りなく実施することができた。また、令和4年度に学校教育目標を新たに設定し、数値目標を掲げて取り組んだ2年目であった。

社会の変化に柔軟に対応し、自らが考え行動できる子供たちの育成をするためには、子供たちや保護者、地域、職員の総意の下で検証し、本校の特色と課題をさらに精査したいと考える。そして、良さを伸ばし課題を少しずつでも解決しながら、令和6年度の教育課程を実施したいと考え、令和6年度の学校経営方針を立案した。

## 1 教育課程編成の視点

### (1) 時代の要請に応じた教育課程編成

将来の予測が困難な時代、子供たちには、社会の変化に柔軟に対応し、受け身でなく、自分たちの手でよりよい社会と幸福な自分を創り出していくことが求められる。

また、持続可能で誰一人取り残さない社会の創り手となるため、子供たちには、豊かな心を持ち、他者を尊重し多様な人々と協働しながら生きていくことも求められる。

#### ①学習指導要領を確実に実行する教育課程

- 「生きる力」育成のため、資質・能力の3つの柱を押さえた指導
  - ・生きて働く「知識・技能」の習得
  - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
  - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養
- 「主体的・対話的で深い学び」実現のための授業改善

#### ②「令和の日本型学校教育」を踏まえた学校教育

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
  - ・ICT の活用
  - ・多様性や包摂性のある学校風土の醸成

### (2) 「はままつ教育」を反映させた教育課程編成

第3次浜松市教育総合計画「はままつ人づくり未来プラン」の後期（令和2年度～令和6年度）の最終年度となる。「市民協働による人づくり」「未来創造による人づくり」の教育理念で、目指す子供の姿、3つの重点「キャリア教育」「コミュニティ・スクール」「教育の情報化」は変わらない。特にキャリア教育を核として、目指す子供の姿を具現化していくため、教育活動全体を通して計画的に取り組む。

一方、いじめ防止対策にも強い思いで取組の方針を打ち出している。「いじめ見逃しえゼロ」を掲げ、子供たちが安心して学校に通うことができるよう、各校での対策の徹底が求められている。

#### 【目指す子供の姿】

- ・自分らしさを大切にする子供
- ・夢と希望を持ち続ける子供
- ・これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

- 「今と将来をつなぐ」「自分と社会をつなぐ」キャリア教育の推進
- 「4つの育てたい態度・能力」を押さえた指導
  - ・キャリアパスポート等でのキャリア発達の意識化

| 育てたい態度・能力<br>(基礎的・汎用的能力)   | 育てたい力の具体的な要素の例<br>(文部科学省 手引きより)                    |
|----------------------------|--|
| 人とつながる力<br>(人間関係形成・社会形成能力) | 他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ |
| 自己を高める力<br>(自己理解・自己管理能力)   | 自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動     |
| 挑戦する力<br>(課題対応能力)          | 情報の理解・選択・処理等、本質的理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善       |
| 夢に向かう力<br>(キャリアプランニング能力)   | 学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善            |

### (3) 東っ子の実態に応じた教育課程編成

令和4、5年度と、知・徳・体の重点項目に対して数値目標を設定した。これは、カリキュラムマネジメントの中で「学校教育の効果を常に検証して改善する」上で、必要と考えたからである。主に学校評価のアンケート（児童・保護者・地域・職員）より検証を試みている。

#### <知>

- わたしは、授業中、自分の意見や考えを発言したり話し合ったりしている。
- 「そう思う」「大体そう思う」の割合

| 年度 | 数値目標 | 児童  | 保護者 | 職員   |
|----|------|-----|-----|------|
| R4 | 80%  | 81% | 66% | 100% |
| R5 | 80%  | 76% | 66% | 100% |

令和5年度の結果では、職員の高評価に対し、児童や保護者の評価は数値目標に届かなかった。児童によっては、授業の中でペア活動や小グループでの話合いはできても、全体の場での発表が苦手だったり、自信が持てないと挙手・発表に消極的になってしまったりすることが低評価の要因とも考えられる。

子供たちは学校で授業を通して学び、他者と関わりながら成長を続けている。高い目標を設定しつつ、一人一人が学び続ける楽しさや必要感を味わうとともに、職員も質の高い授業を実施していく必要があると思う。「授業が楽しい」「よく分かる」という児童の言葉が、保護者の学校への関心度を高めることにつながると信じている。引き続き、子供たちの意識を変えるとともに、自己表現に対する自信を持たせていきたい。

そのほか、全国学力学習状況調査や、市や県の定着度調査の結果においても、平均に満たない項目がいくつか見られる。一概に点数だけでは学びの成果を図ることはできないが、個人差が大きいことや基礎的基本的な内容が定着していないこと、問題の

読み取りが難しく、応用的な問題に力を発揮できること等が挙げられる。

### <徳>

- わたしは、思いやりや優しさをもって、周囲の人に接している。

「そう思う」「大体そう思う」の割合

| 年度 | 数値目標 | 児童  | 保護者 | 職員   |
|----|------|-----|-----|------|
| R4 | 90%  | 84% | 93% | 100% |
| R5 | 90%  | 80% | 93% | 100% |

令和5年度の結果では、児童の評価は数値目標に届かなかつたものの、子供たちを見る大人の評価は高かった。

実態として、本当に素直で優しい児童が多い。これも、地域や保護者が子供たちを温かく支えているからだと考える。学校でも、学級・学年の横のつながり、他学年との縦のつながりを大切にした活動により、人や物に優しい子が育っていると考える。こうした児童のよさは今後も大切にしていきたい。

さらに、令和6年度は子供たちが気付かない優しさや温かさなどを積極的に職員が認め、自己肯定感を高めていきたい。

そのほか、やや内気な児童も多く、地域や社会に出た際に自分を出せない傾向もある。あいさつを含め、学校、家庭、地域、どの場面でも自ら進んで他者を思いやる言動ができるようにしたい。

### <体>

- わたしは、新しいことに挑戦したり、粘り強く取り組んだりしている。

「そう思う」「大体そう思う」の割合

| 年度 | 数値目標 | 児童  | 保護者 | 職員  |
|----|------|-----|-----|-----|
| R4 | 80%  | 80% | 75% | 79% |
| R5 | 80%  | 81% | 68% | 69% |

令和5年度の結果では、児童の評価に対して、大人の評価は数値目標に届かなかつた。「挑戦」「粘り強さ」の部分では、保護者も職員も同じような感覚を持っていると考えられる。頑張っているものの、今一步の努力や継続が足りないことや、得意なことばかりでなく、苦手意識のあることにももっと取り組んでほしいと願っていると思われる。

ここでは、体育科や保健の授業の充実を図り、過程を大事にしながら、自己の目標を達成できるような授業を行いたい。また、引き続き基本的な生活習慣の確立を保護者と共に整えていきたいと考える。

さらに、健康・安全面では、「自分の命は自分で守る」という意識をしっかりとさせ、健康の維持増進や交通事故の防止、防災・防犯のために、自分で考えて行動できる子供を育てたい。

## 2 学校教育目標・重点方針

### (1) 学校教育目標

「目標に向かって 自ら学び続ける子」

令和4年度、学校教育目標を新たに設定した（変更理由は、令和4年度の教育課程参照）。3年目となる令和6年度においても、引き続き、この教育目標を掲げ、子供たちの成長を支援していきたい。

＜教育目標に込めた思い＞

- ① 学び続けることで自己の目標を探すことができる子
- ② 目標に対して達成のために努力し続ける子

生きる力を育み、絶えず達成できそうな目標をもつことで、課題の解決や達成したときの喜びを味わい、その積み重ねは、自分の人生や将来様々な人たちと協力しながら豊かな社会を創り出す基盤となると考える。

### (2) 重点方針

学校教育目標を達成するために、学校・家庭・地域が協働して子供たちを支えていくことが重要である。そこで、「めざす子供像」を明確にし、3者で共有するとともに、それを支えるための「めざす学校像」と「めざす教職員像」を設定した。

#### ① めざす子供像（改）

##### ○「表現する子」【知】

◇課題を見通し、自分なりの表現で、相手に思いや考えを伝える。

##### ○「自他を認め、大切にする子」【徳】

◇互いの個性を認め合い、優しく接する。

◇相手の顔を見て、あいさつや返事をする。

##### ○「心身ともに元気な子」【体】

◇日常的に運動し、目標をもって健康な体づくりをする。

◇目標に向かって、しなやかに取り組む。

#### ② めざす学校像（新）

##### ○【笑楽校】＝「学校が楽しい」と笑顔で登校する学校

・様々な教育活動の場で、子供たちそれぞれのよさが発揮できる学校

・子供たちのだれもが心身の安全が保障され、安心して生活できる学校

・目的を共有し、共に考え、子供たちの姿で、保護者や地域から信頼される学校

#### ③ めざす教職員像（新）

##### ○人間味にあふれ、子供のよさや思いを大切にする教職員

・子供の心に寄り添い、惜しみない愛情を注ぐ

・一人一人のよさや可能性を見付け伸ばそうと努める

・子供の権利と主体性を尊重する

○磨き合い支え合う、同僚性をもった教職員

- ・願いや志、誇りとやりがいをもって仕事に励む
- ・よりよい支援や指導の在り方を模索し、学ぶ姿勢をもって共に高め合う
- ・互いの考え方や強み、立場を大切にして、チームで取り組む

### 3 具体的な方策

「表現する子」【知】

◆授業改革と ICT 教育の推進

- ・授業研究を中心とした校内研修の推進  
(自己表現をテーマとした研修と ICT を活用した授業実践)
- ・キャリア教育の推進～キャリアパスポートの活用とキャリア教育を踏まえた単元計画と実践
- ・教科担任制を踏まえた教科指導の充実  
外国語科、中学年における外国語活動の研修推進
- ・交流活動の活用
- ・基礎基本の徹底（漢字学習・計算学習）と読書の推進
- ・表現の場としての学年団集会の設定

「自他を認め、大切にする子」【徳】

◆豊かな心をはぐくむ教育の推進

- ・思いやりの心をはぐくむ縦割り活動（なかよし活動、縦割り清掃等）、あいさつ運動の推進
- ・いじめ防止対策基本方針の運用・徹底
- ・問題行動の早期発見・早期対応（生活アンケート・はままついじめアンケートの実施、教育相談日の確保、SC・SSW・社福・児相等との連携）
- ・心の日の設定（構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングの実施）
- ・道徳授業の充実（参観会での道徳授業の公開）
- ・交流活動の推進
- ・規範意識の醸成（規則を守る指導の共通理解・共通実践）
- ・地域の教育力、教育資源を生かした活動の推進
- ・情報発信と信頼関係の構築  
(授業公開、学年・学校便りの発行、ブログ〔ホームページ〕での情報発信)

○「心身ともに元気な子」【体】

◆自分を大切にする教育の推進

- ・運動・食育・睡眠など健康教育の推進
- ・実践的な防犯・防災教育の推進  
(「自分の命は自分で守る」意識の定着、訓練の実施、実態に応じた学級指導)

- ・交通事故防止の徹底（学級指導、交通安全教室の実施、定期的な街頭指導）
- ・意図的な自己目標設定（短期・長期）と振り返りの時間の充実
- ・持久走がんばり週間の充実

#### ○発達支援教育の充実

- ・一人一人を大切に、発達支援コーディネーターを中心に、全職員が協力して支援が必要な子供の指導を計画的、組織的、継続的に行っていく。
- ・外部機関と連携して、保護者の立場に立って適切な支援ができるよう研修を深めていく。
- ・実態把握を適切に行い、個別の支援計画とその結果について検証していく。

#### ○コミュニティ・スクールの充実（2期目）

- ・めざす子供像、児童の実態の共有
- ・地域や家庭の人的・物的教育資源の積極的な活用  
(地域ふれあい活動、学校支援ボランティア等の地域と連携した教育活動の推進)
- ・学校支援コーディネーターとの連携

# 浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針

浜松市立北浜東小学校

## 浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方 .....                 | 3  |
| 1 いじめの定義 .....                              | 3  |
| 2 いじめの理解 .....                              | 3  |
| 3 いじめの防止等に関する基本的考え方 .....                   | 4  |
| (1)いじめの未然防止 .....                           | 4  |
| (2)いじめの早期発見 .....                           | 4  |
| (3)いじめへの対処 .....                            | 5  |
| (4)地域や家庭との連携 .....                          | 5  |
| (5)関係機関との連携 .....                           | 5  |
| 第2 いじめの防止等のための対策 .....                      | 6  |
| 1 いじめの防止等のための組織 .....                       | 6  |
| (1)「北浜東小学校いじめ対策委員会」の設置 .....                | 6  |
| (2)「いじめ対策委員会」の組織と役割 .....                   | 6  |
| (3)いじめの防止等における教職員の役割 .....                  | 7  |
| (4)いじめ対応の流れ .....                           | 8  |
| 2 いじめの防止等に関する取組 .....                       | 9  |
| (1)北浜東小年間指導計画 .....                         | 9  |
| (2)いじめの未然防止 .....                           | 10 |
| (3)いじめの早期発見 .....                           | 11 |
| (4)いじめに対する措置 .....                          | 12 |
| (5)関係機関との連携 .....                           | 13 |
| (6)学校における教育相談体制の整備 .....                    | 13 |
| (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組 .....           | 13 |
| (8)いじめが「解消している」状態 .....                     | 13 |
| (9)「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し ..... | 14 |
| 3 地域や家庭の役割 .....                            | 14 |
| (1)地域の役割 .....                              | 14 |
| (2)家庭の役割 .....                              | 14 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第3 重大事態への対処 .....          | 16 |
| 1 重大事態の意味 .....            | 16 |
| (1)生命心身財産重大事態 .....        | 16 |
| (2)不登校重大事態 .....           | 16 |
| (3)子供や保護者からの申立て .....      | 16 |
| 2 重大事態の調査組織 .....          | 16 |
| 3 事実関係を明確にするための調査の実施 ..... | 16 |
| 4 調査結果の提供及び報告 .....        | 16 |
| 5 その他の留意事項 .....           | 17 |

# 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

子供は人ととの関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれると、その場は安全な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねません。子供にとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要があります。

## 1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

## 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようになります。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことを取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のために、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めに努めます。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出していることを教職員が認識し、サインに気付けるように努めます。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「北浜東小学校いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- P T Aや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンター、法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「北浜東小学校いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「北浜東小学校いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

### 1 いじめの防止等のための組織

#### (1) 「北浜東小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等の対策のため「北浜東小学校いじめ対策委員会」（以下いじめ対策委員会）を設置します。設置の目的は以下の通りです。

- ・いじめの疑いに対する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるようとするため。
- ・いじめの些細な兆候や懸念、子供からの訴えを教員が抱え込まないこと、又は対応不要であると教員個人で判断することを防ぐため。
- ・情報を子供ごとに個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るため。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し、自校で定めたいじめ防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、自校のいじめの防止等の取組について検証を行うため。

#### (2) 「いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任発達支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任、
- ・上記を原則とするが、初動時や緊急性の高い事案においては、直ちに参集できる教職員で迅速に委員会を実施する。
- ・必要に応じて、教科担任、部活動指導に関わる教職員等を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。

○毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、隨時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

#### (3) いじめの防止等における教職員の役割

##### ① いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

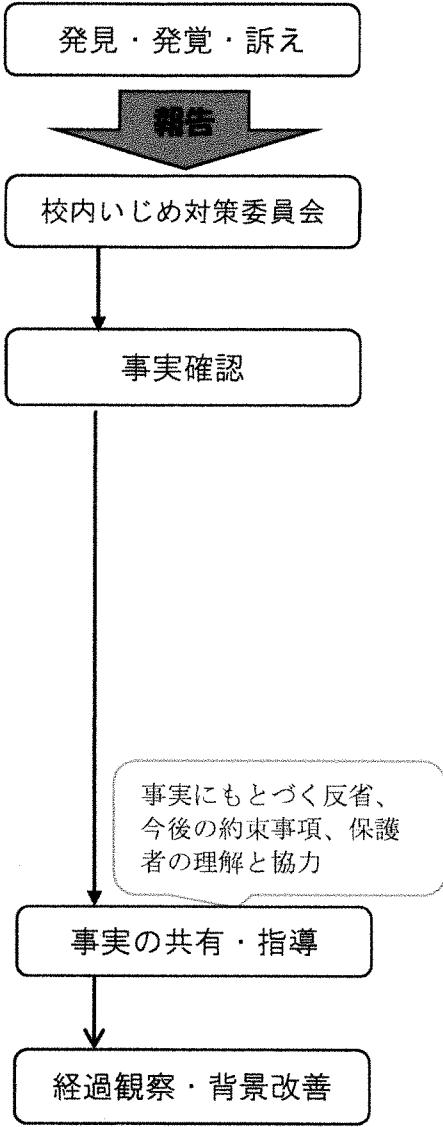
イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

## ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員（いじめ対策コーディネーター）
  - : いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
  - : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
  - : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ S C : 心理に関する教育相談を担う。
- コ / S SW : 福祉に関する教育相談を担う。

#### (4)いじめ対応の流れ



##### 【組織的な対応】

いじめを発見したり、訴えを聞いたりした教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。(直ちに参集できる教職員)

##### 【校内いじめ対策委員会】

対応の仕方や関係職員の役割分担等を確認する。

##### 【立場に応じた事実確認】

- ①いじめを受けている子
- ②いじめている子
- ③いじめを見て楽しんでいる子
- ④いじめを傍観している子

※ 立場の違う者同士を同席させて事実確認は行わない。

##### 【事実確認のポイント】

- ①いじめを受けている子  
心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ。
- ②いじめている子  
相手の立場に立った考え方をさせながら事実を確認する。
- ③いじめを見て楽しんでいる子④いじめを傍観している子  
当事者意識をもたせる。当事者外からの客観的な事実をつかむ。

##### 【確認すべき内容】

具体的な事実の確認と心情面の理解を  
いつ、どこで、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で  
どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか等  
【保護者との協力体制】

いじめの発見や訴えを聞いた直後から当事者の子供の保護者にも情報提供をする。事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに学校しての指導の方針を伝える。

##### 【市教委連絡・外部機関連携】

いじめ行為に触法性がある場合やいじめの背景に発達要因や福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。

状況によっては、校長（いじめ対策委員長）がこの時点で市教委に第一報を入れる。

##### ①いじめを受けた子に対して

定期的な声掛け、定期相談を計画、日々の家庭連絡、SC や養護教諭との連絡、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援する 等

##### ②いじめた子に対して

行動改善の示唆と支援、いじめを行った背景や要因の改善、友人関係の調整、行動変化の観察、定期面談や行動改善のための特別な活動を計画する 等

##### ③いじめを見て楽しんでいる子に対して

いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担等

##### ④いじめを傍観している子に対して

いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割等

#### 解消

##### 【いじめが解消されている状態】

- ① いじめの行為が止んでいること。（3ヶ月を目安とする。）
- ② いじめを受けた子が心身の苦痛を感じていないこと。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1) 北浜東小年間指導計画

|  | 4月   | 5月                                    | 6月  | 7月   | 8月                                | 9月  | 10月                               | 11月                                      | 12月                                      | 1月                                  | 2月  | 3月  |
|--|--|---------------------------------------|---|--|-----------------------------------|---|-----------------------------------|--|--|-------------------------------------|---|---|
| 入学式<br>始業式<br>学級開き<br>(GE・アイ<br>スク等)<br>授業開き<br>学活<br>・ルール確認<br>・1年間の<br>目標<br>(CP)<br>心の日 | 心の日<br>交通安全<br>教室                          | 道徳<br>命について考える<br>日                   | 道徳<br>命について考える<br>日                         | 心の日<br>学活<br>・1学期<br>振り返り<br>(CP)          | 始業式<br>人間関係<br>作り<br>(GE等)<br>心の日 | 修学旅行<br>心の日                               | 運動会<br>(CP)<br>心の日                | 心の日<br>終業式<br>人間関係<br>作り<br>(GE等)<br>心の日 | 心の日<br>終業式<br>人間関係<br>作り<br>(GE等)<br>心の日 | 始業式<br>人間関係<br>作り<br>(GE等)<br>心の日   | 心の日<br>道徳<br>・感謝<br>学活<br>・年間<br>振り返り<br>(CP) | 心の日<br>道徳<br>・感謝<br>学活<br>・年間<br>振り返り<br>(CP) |
| 学級<br>・学年  | 心の日<br>交通安全<br>教室                          | 心の日<br>尊重<br>林間学校<br>交通安全<br>リーダーと語る会 | 心の日<br>生命<br>尊重<br>林間学校<br>交通安全<br>リーダーと語る会 | 心の日<br>道徳<br>情報モラ<br>ル終業式<br>・夏季休業<br>過ごし方 | 心の日<br>作<br>り<br>(GE等)<br>心の日     | 心の日<br>作<br>り<br>(GE等)<br>心の日             | 心の日<br>学活<br>・2学期<br>振り返り<br>(CP) | 心の日<br>保健<br>週間                          | なかよし<br>遊び⑤                              | 学校保健<br>週間                          | なかよし<br>遊び⑥⑦                                  | 6年生に感謝する会<br>なかよし遊び⑧                          |
| 児童会  | なかよし<br>活動①                                | 1年生を<br>迎える会<br>なかよし活動②               | 読書週間<br>なかよし<br>活動③                         | 企画委員<br>会集会                                | 企画委員<br>会集会                       | なかよし<br>活動④<br>学校保健週間                     | なかよし<br>遊び⑤                       | なかよし<br>遊び⑥⑦                             | なかよし<br>遊び⑥⑦                             | なかよし<br>遊び⑥⑦                        | なかよし<br>遊び⑥⑦                                  | 6年生に感謝する会<br>なかよし遊び⑧                          |
| 教職員  | 生徒指導<br>委員会①                               | アンケート実施①                              | 発達支援推<br>進委員会①                              | いじめ対<br>策委員会②                              | 小中合同<br>研修                        | 生徒指導<br>委員会③                              | いじめ対<br>策委員会④                     | 校内研修<br>対策委員会⑤                           | 教育課程<br>方針見直し<br>アンケート実施⑤                | 教育課程<br>方針見直し<br>アンケート実施⑤           | 教育課程<br>方針見直し<br>アンケート実施⑤                     | 小中連絡<br>会<br>保幼小連<br>絡会                       |
| 保護者<br>・地域   | 入学式<br>PTA総会<br>・基本方針<br>説明<br>・指導方針<br>説明 | 学校運営<br>協議会<br>・方針<br>確認<br>家庭訪問      | 夏季教育<br>相談<br>PTA挨拶運<br>動・補導                | 学校運営<br>協議会                                | 学校運営<br>協議会<br>(中学校)<br>学校評議会     | 冬季教育相<br>談(希望)<br>地域ふれあ<br>い活動<br>学校運営協議会 | 希望教育相談<br>(随時)                    | 入学説明会<br>(小学校)<br>学校運営協<br>議会<br>通学班編成   | 新入生情<br>報交換会<br>キャラボ<br>ーバスボ<br>ト確認      | 新入生情<br>報交換会<br>キャラボ<br>ーバスボ<br>ト確認 | 新入生情<br>報交換会<br>キャラボ<br>ーバスボ<br>ト確認           | ※ GE : 構成的グループエンカウンター CP : キャリア・パスポート         |

9

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「目標に向かって 自ら学び続ける子」の具現化を目指し、「目標をもち、達成に向けて共に頑張り合える子の育成」と「互いのよさを認め合える子の育成」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

会礼を行い、校長から「命」に関する話を全校児童に向けて行う。

全学級で「生命尊重」を題材とした道徳授業の実施。

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにはかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

|    |                     |
|----|---------------------|
| 4月 | 学級活動での学級目標の設定       |
| 7月 | SNS ノートを活用した情報モラル授業 |

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。

|     |  |
|-----|--|
| 年間  | 学級や学年における授業のルールについての児童の話合い                     |
| 年間  | 学校行事や校外学習を通した集団作りとルールの涵養                       |
| 4月  | 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）                 |
| 5月  | 提案授業と事後研修（授業改善といじめの未然防止の関係性）                   |
| 6月  | 林間学校の実施（5年生）                                   |
| 10月 | 授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力）<br>修学旅行の実施（6年生） |
| 11月 | 運動会の実施   |
| 学期末 | キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定                         |

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うた

|                   |  |
|-------------------|--|
| めの道徳教育の充実         |  |
| 4月                | 道徳授業開き   |
| 6月                | 「生命尊重」をテーマにした道徳の授業の実施  |
| 3月                | 「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施   |
| エ                 | 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援 |
| 毎月                | 多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施   |
| 7月                | 企画委員会主催のイベントの実施  |
| 6月・<br>11月・<br>1月 | 発達支援推進委員会の実施   |
| オ                 | 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動       |
| 年間                | 特別活動での共同的な取り組み   |
| 4月                | 構成的グループエンカウンターやアイスブレイク等を用いた仲間づくりの活動  |
| 学期初               | 人間関係づくりのための活動  |

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談しきくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

- 定期アンケート調査：学期に1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて隨時行う。

#### イ 実施方法・検証

- 進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

- 家庭で実施する。

- 回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認する。その後、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

- 必要に応じて、速やかに教育相談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

#### ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○教育相談は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

- ・定期教育相談：1学期末は全員実施する。

2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の教育相談は、必要に応じて隨時行う。

#### イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。

#### ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。

○「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

○校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認める

きは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

○インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

○いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

○「いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。

○「いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報をいじめ認知報告書に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。

○日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。

○いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

#### (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

○子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。

○いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。

○いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

#### (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

○「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。

○教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。

○定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。

○事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。

○いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

#### (8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断す

るものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

#### (9) 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立北浜東小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるよう、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校運営協議会(コミュニティ・スクール)、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

#### (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立していくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

##### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

##### (3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

#### 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
  - 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。
- なお、子供の命にかかる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時にていきます。

#### 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となつたいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

#### 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた子供やその保護

者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動搖が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(案)

(様式 1 )

令和 6 年 5 月 日

浜松市立北浜東小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 市川 雄三 様

浜松市立北浜東小学校運営協議会  
会長

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和 6 年 4 月 25 日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域に愛着と誇りを持ち、子供たちの社会性を高めるとともに興味や関心が深まるよう、地域の人材を活用して交流の場を設けるべきである。  
⇒ 低学年向けに「昔遊び」、高学年向けに「しめ縄づくり」を「地域ふれあい活動」として学校を会場に開催する。
- ② 自分の思いや考えを表現できる子を育てるために、豊かな体験活動や多くの人とのかかわりを持つ機会を増やし、自己肯定感を高めるべきである。  
⇒ 校外学習等を通して体験的に学ぶ機会を増やしたり、様々な場面で学校支援ボランティアに入っていただいたりする場面を設定する。

(様式 1 )

令和 6 年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（北浜東小）学校運営協議会

<本年度の目標>

<評価項目 1 > 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

<評価項目 2 > 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる  
学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

<評価項目 3 > 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

<評価項目 4 > 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

## 令和6年度学校運営協議会 年間計画

|     | 日 時             | 主な熟議   |
|-----|-----------------|--|
| 第1回 | 4月25日（木）14:00～  | ・学校運営に関する基本的な方針について<br>・いじめ防止等のための基本方針について<br>・夢育やらまいか事業に対する意見について |
| 第2回 | 5月21日（火）14:00～  | ・授業参観から見える子供の実態について<br>・学校支援ボランティアについて（地域ふれあい活動等）                  |
| 第3回 | 12月16日（月）14:00～ | ・学校支援ボランティアの進行状況について（地域ふれあい活動の振り返り）<br>・いじめの実態について                 |
| 第4回 | 1月31日（金）14:00～  | ・学校関係者評価について<br>・学校運営協議会の自己評価について<br>・来年度の学校運営基本方針について             |

※会場は北校舎2階特別室

※過半数の出席がないと会が成立しません。お手数ですが、欠席される場合は事前に学校まで御連絡ください。

053（586）3319 担当：佐野

## 子供たちの姿を御覧いただく機会

| 日 時  | 行 事          | 内 容   |
|--|--------------|---|
| 5月21日（火）<br>5校時14:00～                        | 授業公開         | 第2回学校運営協議会時、5校時の授業を公開します。                     |
| 9月20日（金）<br>5校時13:50～                        | 参観会          | 保護者を招いての参観会です。よろしければ御来校ください。                  |
| 11月9日（土）<br>午前中                              | 運動会          | 保護者を招いての運動会です。よろしければ子供たちが元気よく運動する姿を御覧ください。    |
| 12月6日（金）<br>1～3年<br>10:35～<br>4～6年<br>13:50～ | 地域ふれ<br>あい活動 | 1～3年：昔の遊び<br>4～6年：しめ縄づくり<br>よろしければ一緒に御参加ください。 |

※変更がある場合は、御連絡します。